

令和2年3月23日
経済観光文化局文化財活用課

令和元年度福岡市文化財の指定及び登録について

本日、福岡市指定文化財の指定および福岡市登録文化財の登録を行いましたのでお知らせいたします。

1.福岡市指定文化財

きしだいせきしゅつどひん

(1)岸田遺跡出土品 79点 (有形文化財・考古資料)

福岡市早良区早良に所在する岸田遺跡より出土した出土品群79点。早良平野における弥生時代中期前半までの青銅武器副葬例を知る重要な資料。



指定文化財・岸田遺跡出土品 79点

おろのしま ぎおんやまかさぎようじ

(2)小呂島の祇園山笠行事 (民俗文化財・無形民俗)

福岡市西区小呂島に伝わる山笠行事。毎年7月15日に行われる。山笠が市内の離島に伝わり、漁村の文化を反映する形で、独自の展開を遂げた事例として重要。



指定文化財・小呂島の祇園山笠行事

2.福岡市登録文化財 (民俗文化財・無形民俗)

1	下和白大神神社の獅子廻り	7	紺屋町子供獅子祭
2	奈多高浜の獅子舞	8	鳥飼八幡宮子供獅子まわし
3	奈多西方の獅子舞	9	高宮八幡宮獅子まつり
4	奈多前方の獅子舞	10	荒江櫛田神社の獅子まわし
5	奈多牟田方の獅子舞	11	祖原獅子祭り
6	今泉若宮神社の獅子祭り		



登録文化財・下和白大神神社の獅子廻り

なごし はらえ

7月に神社の夏越の祓の祭に併せて行われている。近世から近代にかけて地域に定着、継承されてきた基礎的な民俗行事として重要。



【問い合わせ先】

経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 担当:松本・星野
TEL:092-711-4862(内線3832) FAX:092-733-5537

令和元年度福岡市指定文化財・登録文化財のここがポイント！！

1. 指定文化財

(1) 岸田遺跡出土品 (第1次調査) 79点

- 弥生時代の墓から10点の金属器出土 (画像1・3)

弥生時代中期初頭から中期前半の木棺墓1基、甕棺墓4基から青銅製武器出土 (銅剣5点, 銅矛3点, 青銅製十字形把頭飾^{はとうしよく} (銅剣の柄の先端の飾り) 1点)。中期後半の甕棺墓から福岡市唯一の鉄戈出土。

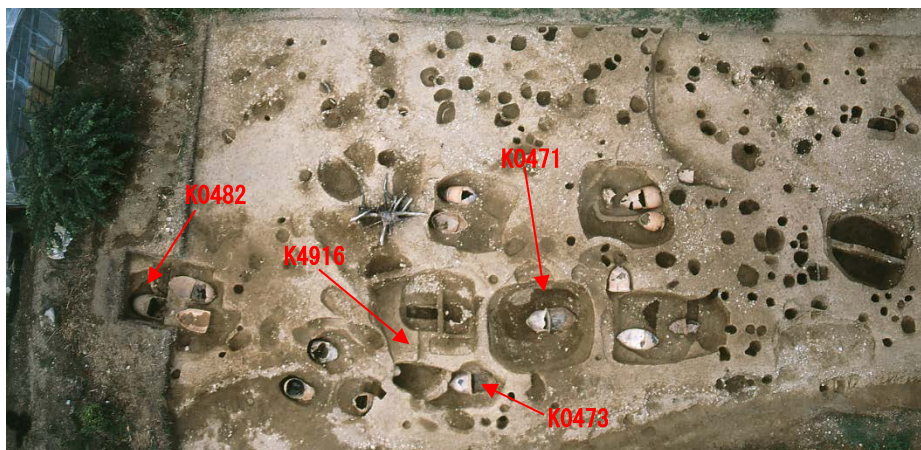
- 交通の要衝をなす有力集落 (画像2)

室見川中流西岸の早良区早良に所在する岸田遺跡は、扇形を呈する早良平野最南部の最も狭隘な要部に位置します。岸田遺跡より南側の市域では、弥生時代の顕著な遺跡はこれまで発見されておらず、福岡平野南部や佐賀平野に至る交通や文物交流の要衝としての重要な役割を担ったことが推測できます。

画像1 岸田遺跡出土金属器



画像2 岸田遺跡 (北から)



画像3
墓地群 (上空東から)

（２）^{おろのしま}小呂島の^{ぎおんやまかさぎょうじ}祇園山笠行事 福岡市西区小呂島１０

- 小呂島の祇園山笠行事は毎年７月１５日に行われます。６月下旬に宮浦の三所神社にご神体を受け取りにいくところから始まり、７月上旬に４日をかけて山笠が作られます。山笠の基礎部分の組み立て、飾り作りなど全ての工程を地元の方自ら行います。
- 小呂島は姪浜渡船場から約４０kmのところに位置し、令和元年７月末現在、７１世帯１７３人が生活をしています。島民の生業は、市営渡船の職員や漁協の職員である場合を除き、漁業を主としています。小呂島には様々な年中行事が現在でも伝わっていますが、文化財指定を受けるのは本行事が初めてです。
- 小呂島の祇園山笠行事の特徴は、３本の舁き棒を有している点や、飾りに魚や昆布など海に関する飾りが多用されている点です。山笠の中で歌われる祝い唄も島独特のものです。北部九州には博多山笠の影響を受けると考えられる山笠が点在しており、市内にもいくつかの事例が認められます。小呂島の祇園山笠行事は、北部九州に広く分布する山笠が離島の漁村において特色ある地域的展開を遂げた一事例として重要です。



画像１ 飾り山笠



画像２ 山笠の飾り付け作業

2. 登録文化財

しもわじろおおみわじんじゃ ししまわ 下和白大神神社の獅子廻り ほか10件 東区・中央区・南区・城南区・早良区

- 福岡市内には神社でお祓いを受けた獅子が集落の家々を個別に訪問し、地域の無病息災や五穀豊穡を祈願するという「門祓いの獅子」の類型である行事が多く継承されています。類似の行事は北部九州に広く分布しています。
- 現在、市内約30箇所と同様の行事が行われていることが確認できています。昨年度は行事が集中している西区・早良区の「門祓いの獅子」行事13件を登録しました。
- 今回登録する行事の多くは7月に行われ、地域の青年や子ども達が獅子頭を担ぎ、掛け声をかけながら町内を巡回します。行事の中には、獅子の一行に住民が水を浴びせるものもあります。
- 全ての行事の来歴は不明ですが、昭和戦前まで北部九州を訪れていた「伊勢太神楽」の影響を受けて地域に定着した可能性が指摘されています。
- これらの祓い獅子の行事はコミュニティの維持や青少年の育成に寄与する地域の基礎的な民俗慣行として重要です。

	名 称	所在地
1	しもわじろおおみわじんじゃ ししまわ 下和白大神神社の獅子廻り	福岡市東区和白丘1丁目18-29
2	なたか はま ししまい 奈多高浜の獅子舞	福岡市東区奈多2丁目10-61
3	なたにしがた ししまい 奈多西方の獅子舞	福岡市東区奈多2丁目29-2
4	なたまえがた ししまい 奈多前方の獅子舞	福岡市東区奈多3丁目19-6
5	なたむたがた ししまい 奈多牟田方の獅子舞	福岡市東区奈多2丁目10-22
6	いまいずみわかみやじんじゃ ししまつ 今泉若宮神社の獅子祭り	福岡市中央区今泉1丁目19-17
7	こうやまちこどもししまつり 紺屋町子供獅子祭	福岡市中央区大名1丁目3-51-501
8	とりかいはちまんぐうこどもしし 鳥飼八幡宮子供獅子まわし	福岡市中央区今川2丁目1-17
9	たかみやはちまんぐうしし 高宮八幡宮獅子まつり	福岡市南区高宮4丁目9-34
10	あらえくしだじんじゃ しし 荒江櫛田神社の獅子まわし	福岡市城南区荒江1丁目13-13
11	そはらししまつ 祖原獅子祭り	福岡市早良区祖原8-25



4 奈多前方の獅子舞



10 荒江櫛田神社の獅子まわし



11 祖原獅子祭り

《 参 考 》

1. 文化財保護の意義

本市に存在する文化財（国・県指定文化財を除く有形、無形、民俗、記念物）のうち、本市にとって歴史上、芸術上又は学術上価値が高く、本市の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものについて、その保存・活用のための必要な措置を講ずることにより、市民の文化の向上発展に資するものです。

1) 指定文化財について

福岡市の文化財のうち、本市にとって重要なものを指定し、適切な保存、活用を図っていくものです。

2) 登録文化財について

福岡市の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財として登録し、適切な保存、活用を図っていくものです。

平成24年4月の条例改正で新たに設けられた制度で、指定に比べ緩やかな規制により、文化財を使いながら保護することを趣旨としています。

2. 福岡市内の指定・登録文化財件数（別紙1参照）

今回の指定により、福岡市指定の有形文化財（考古資料）は57件（員数：1,226点）、民俗文化財（無形民俗）は21件となります。

また、福岡市登録の民俗文化財（無形民俗）は計24件となります。

福岡市指定・登録文化財区分別件数

令和2年3月23日現在

指定文化財

(今回の指定・登録件数を含めた数値)

区 分		件数	員数
有形文化財	建造物	15	15
	絵 画	16	43
	彫 刻	22	41
	工芸品	21	21
	書跡・典籍・古文書	31	1,445
	考古資料	57	1,226
	歴史資料	6	1,054
	小 計	168	3,845
無形文化財		3	3
民俗文化財	有 形	14	246
	無 形	21	21
	小 計	35	267
記念物	史 跡	14	20
	名 勝	2	2
	天然記念物	4	865
	小 計	20	887
合 計		226	5,002

登録文化財

区 分		件数	員数
有形文化財	建造物	21	21
民俗文化財	無形民俗	24	24
合 計		45	45